

チャレンジプロダクトコースについて

～ 企業コラボ型訓練～

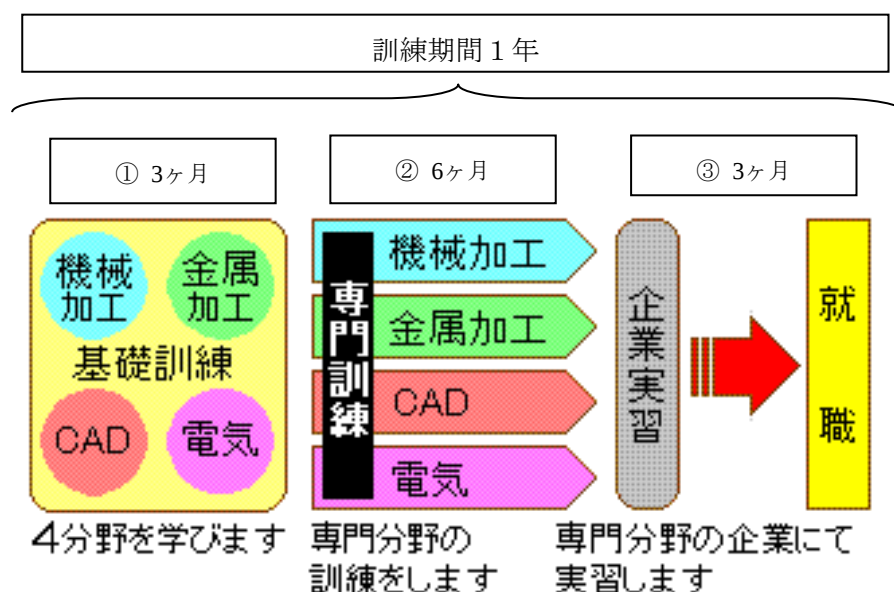
目 次

- 1 チャレンジプロダクトコースの内容……………P 1
- 2 企業実習の内容及びメリットについて……………P 2
- 3 企業実習受け入れに伴う業務について……………P 4

1 チャレンジプロダクトコースの内容

(1) 概要

- チャレンジプロダクトコースでは、基礎訓練カリキュラムでさまざまな「ものづくり」にチャレンジします。「ものづくり」経験した後は、キャリアコンサルタントや専門分野の指導員と相談しながら、企業実習を目指して、機械加工、溶接・板金、機械 CAD、電気のうち、いずれかの専門を深めていきます。
- 校内訓練の後には、企業で実際に働きながら学ぶ「企業実習」（企業研修とパート雇用）があります。



コース名	定 員	訓練期間	企業実習時期	専攻分野
チャレンジプロダクトコース (4 月入校)	10	1 年	1 月から 3 月(概ね 9 週)	機械加工、金属加工、 機械 CAD、電気
チャレンジプロダクトコース (10 月入校)	10	1 年	7 月から 9 月(概ね 9 週)	

チャレンジプロダクトコースは企業実習を組合わせた企業コラボ型訓練システム

(2) 企業コラボ型訓練としての位置付け

企業と技術校とのパートナーシップにより、共同して人材育成を行う新しい職業訓練である企業コラボ型訓練を取り入れています。校内の訓練の後、企業実習での訓練を通じて業界が必要とする実践的な技術・技能を身に付け、企業と技術校生双方の合意をもとに、修了後にその企業へ就職することを目指していく訓練です。

チャレンジプロダクトコースの訓練は、国の施策として推進されている「日本版デュアルシステム」に基づいて実施されており、若者の働くことへの関心・意欲の低下、早期離職の増加傾向、また、企業が求める人材とのミスマッチなど、若者を中心とした雇用をめぐる問題点に対する対策として、位置づけられています。

(3) 専門訓練(6ヶ月間)の内容について

基礎訓練とキャリアコンサルタントによる相談後、4分野に別れて専門訓練を習得し、就職に役立つ実践的な技術・技能を身につけますが、その内容は次のとおりです。

機械加工分野

機械加工に関する基礎知識を理解し、汎用工作機械（旋盤・フライス盤）の加工方法についての技術と技能を学びます。また、汎用工作機械のノウハウを基に、NC工作機械（NC旋盤・マシニングセンタ）の基礎的なプログラミングと段取りの仕方を学びます。

金属加工（溶接・板金）分野

半自動溶接やTIG溶接を中心とした溶接法や最新のレーザ・ベンダ加工機を用いた精密板金工作法を習得し、基礎的な金属加工、ものづくりに関する知識と技術を学びます。（ガス溶接技能講習、アーク溶接・産業用ロボット特別教育などの法定資格も取得します。またJIS溶接技能者評価試験にもチャレンジします。）

機械CAD分野

機械部品や機械装置の製図の読み方、描き方及び簡単な機械設計の基礎を習得し、これらをもとにCADを用いて機械図面についての技術を学びます。またCADの応用技術として、3次元CADを利用して部品のモデリングやアセンブリ等の技術も学びます。

電気分野

製造現場等で利用されているシーケンス制御の基礎を習得し、プログラマブルコントローラを活用した自動生産ラインの構築等に関する技術を学びます。また、電線の接続や照明器具の取付などの屋内配線の基礎を習得し、一般住宅や商業ビル、工場など実際の電気工作物における電気工事について学びます。

2 企業実習の内容及びメリットについて

(1) 企業実習の内容について

ア. 委託型と就労型

企業実習は委託型企业実習と就労型企业実習(パート雇用型実習)に分かれております。

※ 委託型及び就労型企业実習は、受入企業の職務を行う内容で構いません。

① 委託型企业実習（約2週間）

この期間中は受け入れをしていただいている企業に対し、神奈川県から訓練委託費が支払われます。委託費は1日1,300円（技術校生1人あたり）です。

*技術校生に賃金が支給されないことから、無賃金労働や実習が単なる労働の提供とならないようにするため、専攻分野や職務内容によっては、実施期間を最長5日間までとさせていただくことがございますのでご了解ください。

- 実施時期については、当校の施設内訓練と企業の業務スケジュールとの間で、調整可能な範囲で柔軟に対応いたしますので、ご都合の良い時期をご相談ください。

② 就労型（パート雇用型）企業実習（約2ヶ月間）

パート雇用型実習では、技術校生と受け入れ企業との間でパート雇用契約を結び、従業員の一人として働くことになります。ここでは企業の中でしかわからないことを実際の仕事を通じて学び、企業人としての準備をしていきます。

イ. 契約の締結、保険等

- ① 委託型企業実習では、**技術校と委託訓練契約**を、就労型（パート雇用型）企業実習につきましても、**技術校生と雇用契約**を結んでいただいての実施となります。
- ② 委託型企業実習中は、**神奈川県負担で、労働者災害保険の特別加入**を行います。なお、就労型（パート雇用型）企業実習中は**事業主が加入する労働者災害補償保険の適用**になります。
- ③ 企業実習中の事故等による技術校生の負傷、及び訓練受入先の設備等への損害に備え、**技術校生は損害賠償責任に対する民間保険**に加入しています。
- ④ 企業実習の就業時間は、各企業の就業時間を予定しています。（定時勤務・日勤でお願いします。）
- ⑤ 企業実習中に技術校生が記載する「訓練日誌」の確認、出欠席の確認、評価報告書作成等の業務があります。

※詳細は「4 企業実習に伴う業務について」にて

ウ. お願い

企業コラボ型訓練として、企業実習を通じて 企業と技術校生の双方が合意した場合、訓練修了後の就職を目指していますので、実習中、正式採用できるかどうかという観点から実習実施に配慮をお願いいたします。

エ. 社会保険（被用者健康保険、厚生年金保険）加入要件

次の3点すべてを満たすと、社会保険の加入が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 1日または1週間の所定労働時間が一般社員の概ね3/4以上であること
- ② 1ヶ月の所定労働日数が一般社員の概ね3/4以上であること
- ③ 2ヶ月を超える雇用が見込まれること

オ. 雇用保険の加入要件

次の2点を満たすと、雇用保険の加入が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること

（2）受入企業側のメリット

- ものづくりに興味関心が強く、基礎的な技術・技能や労安法に基づいた資格などを持つ比較的若い人材を早期に発掘することができます。
- 実習期間を通じて実習生が企業に適した人材かどうか、見極めができ、採用試験として位置づけることも可能です。
- 実習内容は、受入企業の業務内容によって設定できるので、実践的な業務に従事させて見極めることができます。

3 企業実習受け入れに伴う業務について

(1) 委託型企業実習の契約、就労型企業実習の雇用に関する契約の締結

- ① 委託訓練契約を締結する業務
- ② 日本版デュアルシステム雇用契約（パート雇用）を締結する業務

(2) 企業実習仕様書の作成

- ① 企業側の訓練担当者を当校と協議の上、選任する業務
(職務経歴書等の資格を証明する書類が必要)
- ② 企業実習仕様書(訓練内容)を当校の担当指導員と協議の上、作成する業務

(3) 技術校生の出欠席の管理及び訓練日誌の確認

- ① 欠席（遅刻・早退）届による出席時間、遅刻時間の指導及び管理の業務
- ② 技術校生が作成する訓練日誌の確認及び指導の業務

(4) 当技術校指導員の巡回指導時における意見交換等

(5) 災害発生時の連絡

- ① 災害発生時の連絡網を作成する業務
- ② 災害発生時の対応、報告業務

(6) 企業実習報告書及び能力習得状況の評価の実施

- ① 企業実習評価書を当校の担当指導員と協議の上、作成し評価する業務
- ② 企業実習報告書を作成する業務

その他、技術校生受入れ準備業務など